

公的融資の活用で資金繰りの安定化を！

日本政策金融公庫国民生活事業の主な融資制度

利子補給制度(当初3年間支払利息の半額(上限半年5万円まで)があります。資格要件、補給額については、お問い合わせ下さい。(予算に限りがあります))

◎小規模事業者経営改善資金貸付 (マル経)

この融資は、小規模事業者の経営改善が促進されるよう設けられたもので、商工会の経営指導を受けて経営の改善をしようとする方に、商工会の推薦により保証人も担保も不要で、日本政策金融公庫から融資される制度です。

【融資対象】・常時使用する従業員が20人以下の商工業者の法人、個人事業主の方
(商業・サービス業にあつては5人以下の法人、個人事業主の方)

※日本政策金融公庫国民生活事業の非対象業種を営んでいる方は除く

- ・福生市内で1年以上の営業実績があり、所得税(法人税)、事業税、住民税を原則として完納している方
- ・商工会の経営指導を原則として6ヶ月以上受けている方

【融資限度】 運転資金、設備資金、合わせて2,000万円

【利率】 1. 21% (平成31年4月2日現在) ※金利は改定されます
(上記利子補給がありますので、実質金利は約0.6%になります)

【返済期間】 運転資金 7年以内 据置1年以内
設備資金 10年以内 据置2年以内

【保証人・担保】 不要(信用保証協会の保証も不要)

◎普通貸付

【融資対象】 個人または法人で事業を営まれている方
一部の遊興娯楽的な業種等を除いて、ほとんどすべての業種の方が対象となります

【融資限度】 運転資金、設備資金、合わせて4,800万円
特定設備の場合は7,200万円
組合わせて1億2,000万円

【利率】 基準金利 1. 16%~2. 15% (担保あり) (平成31年4月2日現在)
2. 16%~2. 55% (担保なし)

資金使途、返済期間または担保の有無などによって異なります
※金利は改定されます

【返済期間】 運転資金 5年以内 (特に必要な場合は、7年以内)
据置1年以内

設備資金 10年以内 据置2年以内
特定設備資金 20年以内 据置2年以内

※両融資制度ともに、審査の結果、ご希望に添えない場合がございますので予めご了承ください
お申し込みになる場合は、申込に必要な書類などがございますので、下記の連絡先に
ご一報いただくか窓口までご来会ください。

福生市商工会 (☎551-2927) 融資相談担当まで

日本政策金融公庫立川支店 (☎524-4191) 国民生活事業 融資相談係まで

※月に一度、公庫担当者による相談会を開催しております。日程は裏面をご覧ください！